

第9 医療相談の事業

医療に関する相談は、福祉課の業務の中でもかなりの比重を占めるとともに、ここ数年来増加の傾向にある。

相談には、その内容に応じて処置することとしている。

軽い外傷の手当には応急手当を施し、軽度の胃病、腹痛等には家庭薬を投与する。健康保険の資格がなく医師の診療を必要とするものには、大阪社会医療センターに診療依頼を行う。

又、緊急の処置が必要な時は、救急車の出動を要請する。

これらの処理状況は、下表の通りで、季節的に若干の差はあるが、全体として増加の傾向にあり、医療に関する必要度がうかがえる。

軽治療は、依然として多く、2,377件にものぼり、早朝時中央詰所で、就労前の応急手当以外に平均6件以上の手当を行っている。通常家庭で可能な程度の傷の手当に手軽なことで労働者には、大変喜ばれている。

就労前に胃の調子、腹の具合の悪いものに給付する家庭薬は、利便性もあり119,807件のうち113,119件となり、一日平均312名にのぼっている。

医療センターへの医療紹介は、前年度より1割方増加し6,056件におよんでいる。

これらは、健康保険の資格を持たない人を対象に行っているものであるが、一方では、資格を取得する労働者が増加しているにも拘らず、紹介が減少しないのは、種々の問題のあるところであり、センターとしても、今後より一層日雇保険の加入について啓発する方針でいる。

緊急の場合の救急車の要請は、この地域の特殊性から、あいりん総合センターは勿論、各機関でも、臨機に行っているが、連夜の青カンで極度に衰弱したもの、暴力行為による流血、突然の激しい腹痛、等で救急車への連絡は52年度で29件発生した。

月平均2.4件であるが、これらは何れも、人の命に係る大事であり、一分

一秒をあらそう緊急性から瞬時の判断も肝要である。

このようなもの以外に医療に関する口頭による相談もある。口頭相談と云っても労働者にとっては深刻な内容で、その多くは、入院についての相談である。入院加療の診断をされたが、満員のため入院できない。ベット料の差額や入院費用がない、等々である。

その日、その日を日雇により生活している労働者にとり、病気等就労不能になった時が最も問題で、この辺に、この地区の特色があり課題もある。



昭和52年度 医療相談取扱状況 (前年度比較)

	外 傷 手 当						家 庭	
	早 朝		一 般		小 計		早 朝	
	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度
4月	39	22	101	70	140	92	9,829	4,584
5月	43	20	104	79	147	99	10,320	5,307
6月	31	25	200	115	231	140	9,976	5,520
7月	60	31	220	129	280	160	10,677	6,366
8月	31	51	195	157	226	208	10,580	7,100
9月	41	45	146	155	187	200	10,583	7,163
10月	39	55	118	184	157	239	11,678	7,980
11月	24	27	120	165	144	192	9,274	6,439
12月	22	29	164	135	186	164	8,113	5,831
1月	15	20	183	131	198	151	5,475	4,832
2月	41	22	199	97	240	119	6,824	5,541
3月	48	42	193	135	241	177	9,790	8,009
計	434	389	1,943	1,552	2,377	1,941	113,119	74,672
対 比	+45		+391		+436		+38,447	

※家庭薬供与とは胃腸に不振を訴える者へ家庭薬を与えているもの。

薬 供 与 ※				医 療 紹 介		救急車・パトカー		合 計	
一 般		小 計							
52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度
665	935	10,494	5,519	495	471	0	3	11,129	6,085
549	999	10,869	6,306	566	482	1	1	11,583	6,888
761	873	10,737	6,393	637	581	2	3	11,607	7,117
586	1,068	11,263	7,434	593	559	8	2	12,144	8,155
460	1,076	11,040	8,176	631	525	2	3	11,899	8,912
462	1,049	11,045	8,212	549	483	5	0	11,786	8,895
508	1,009	12,186	8,989	551	521	4	0	12,898	9,749
517	603	9,791	7,042	495	508	1	4	10,431	7,746
722	704	8,835	6,535	562	504	0	3	9,583	7,206
534	498	6,009	5,330	536	430	0	3	6,743	5,914
482	519	7,306	6,060	475	460	1	0	8,022	6,639
442	496	10,232	8,505	576	532	5	6	11,054	9,220
6,688	9,829	119,807	84,501	6,666	6,056	29	28	128,879	92,526
-3,141		+35,306		+610		+1		+36,353	

第10 日雇健保取次ぎの事業

日雇労働者健康保険は、日雇労働者の生命と健康を維持するため、昭和28年から施行されているものであり、日雇労働者が、就労中に負傷したいわゆる労災の適用される場合を除き、個人的な疾病、負傷は、これにより診療を受けることになる。

この所轄行政機関は、大阪府玉出社会保険事務所であるが、当センターでは、あいりん地区の労働者の利便のために、取次ぎ業務を行っている。

従来、センターから就労する日雇労働者は、この日雇健保の必要性を痛感しながらも、殆んどの労働者が加入していなかった。

その理由としては、就労先の非一定性、宿泊所の不定、加入手続上の問題、事業所の保険手続と印紙貼付の消極性等によるものであった。

センターは、「日雇労働者の福祉の向上」と云う主旨からも、社会保障の一環としての健康保険を理解認識させるために啓発を行い、労働者の自立精神の高揚を図ってきた。

結果、保険当局の協力を得て、この地区から就労する日雇労働者の健康保険の加入手続の取り次ぎをテスト期間を含め39年9月から実施している。

当初は、手帳交付申請時の住民票の問題や、事業所の健保適用基準の事柄等があったが、これらについては、玉出社会保険の理解と協力を得たり、あるいは、事業所への再三にわたる啓蒙や指導を行ってきた。

44年頃までは、これらの制度の定着期にあった等の理由で手帳の新規交付数は減少しているが、制度そのものの内容も若干の問題はあったと考えられる。

センターとしては、労働者が全員手帳を保持し、自らの健康のためにこの制度を自覚するようP・Rにつとめた結果、45に至り、手帳交付、受給資格者票の取得者数が増加してきた。

50年には、制度の改正による給付額のアップ、期間の延長等により、被保険者の権利意識が高まり、以降年々増加の傾向を見せてきた。

51年52年については、新規手帳交付数、資格者票は減少しているが、日雇健保の総交付数（新規+更新+再交付）をみると、この保険がこの地区に定着したものと推定される。

なお、52年度の取扱状況は別表1のとおりである。

また、受給資格確認の取得は、別表2に示すとおり、45年以降年々急増しており、これは日雇健保取得者にとって、その必要性が強まっていることが判る。

52年度の有効手帳数は、約15,000と推定され、受給資格は、毎月約3,800人が取得し、活用している。

療養のために休業に入った日の4日目以降支給される傷病手当の申請および給付の取次ぎ件数は、別表3に示すとおり51年8月をピークに激減している。同じく交付金額も51年9月には、238,78万円を最高として以降減少し、年間支給額も52年度は51年度の4分の1となった。（別表4参照）

この傷病手当については、全国の予算枠の40%をこのあいりん地区で支給していた現状について（朝日新聞51年5月28日付）社会保険局からも指導の通達がだされ、あわせて生活難の労働者には、納付を強制せず健康保険の適用を認めるという「特例措置」の検討もなされたところである。

そのなかで最大の課題は、印紙の貼付であり、このことについては、保険料の納付義務者である事業主への徹底、社会保険事務所の指導、および監督、加えて、日雇労働者自身の理解が重要であり、当センターも、事業主や労働者に対して啓蒙を強めていく必要がある。

大阪社会医療センターの外来患者の分類（別表6）にみられるように日雇健保の利用者は最も多く就労が短期で断続的、しかも就労先が転々とする日雇と云う厳しい労働条件にある労働者にとって、この日雇健保は不可決のものであり、労働者や事業主は勿論、社会的にも、労働者が社会保険を等しく享受できるよう今後も理解と配慮が必要である。

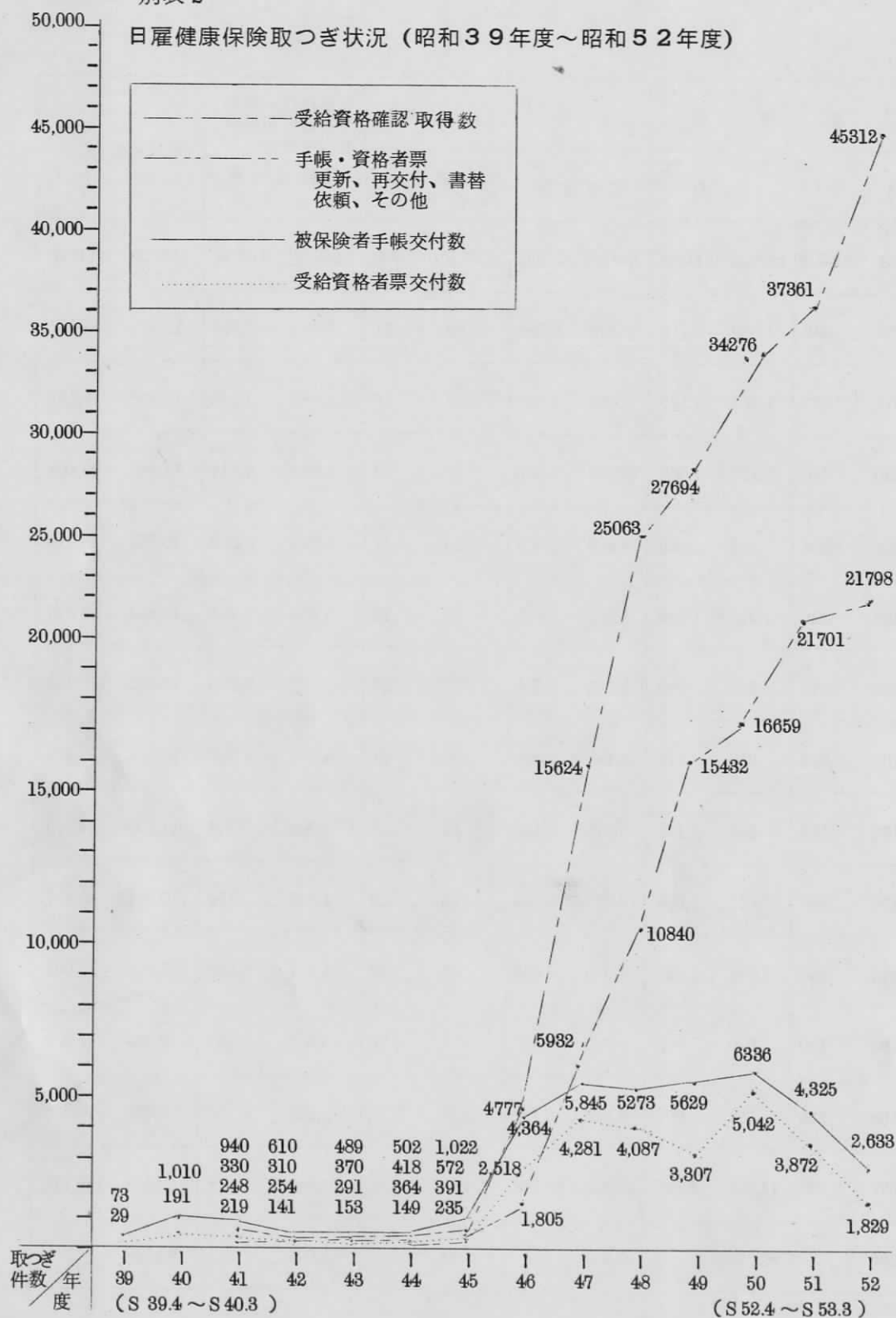
別表1
昭和52年度 日雇健康保険取扱い状況（前年度比較）

	被 保 険 者 手 帳								受 給			
	新 規		更 新		再 交 付		小 計		新 規		更 新	
年 度 月	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度
4月	295	348	622	621	247	309	1,164	1,278	241	370	615	506
5月	269	321	801	645	308	325	1,378	1,291	254	386	712	550
6月	237	386	711	708	301	324	1,249	1,413	211	343	651	469
7月	188	381	620	697	276	291	1,084	1,369	175	314	541	509
8月	176	387	712	674	285	319	1,173	1,380	163	330	611	537
9月	232	408	650	657	234	302	1,116	1,367	143	284	560	443
10月	232	466	792	697	255	314	1,279	1,477	136	327	511	420
11月	280	455	752	810	270	338	1,302	1,603	118	374	553	554
12月	162	270	668	720	251	282	1,081	1,272	138	403	601	640
1月	183	280	946	916	270	370	1,399	1,566	100	387	898	897
2月	147	273	626	574	204	252	977	1,099	67	159	408	424
3月	232	350	657	588	223	285	1,112	1,223	83	195	536	540
合 計	2,633	4,325	8,557	8,302	3,124	3,711	14,314	16,338	1,829	3,872	7,197	6,498
対 比	-1,692		+ 255		- 587		-2,024		-2,043		+ 699	

資 格 者 票						その他の申請		資格確認+受給 資格者票+傷病 手当申請分		取扱件数合計	
再 交 付		小 計		資格確認		被扶養者届 氏名変更		受給資格者 票の返戻			
52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度
233	243	1,089	1,119	3,574	2,951	22	31	5,372	7,223	11,221	12,602
318	259	1,284	1,195	4,093	3,105	23	16	5,988	7,544	12,766	13,151
290	256	1,152	1,068	3,884	2,990	27	24	5,630	7,914	11,942	13,409
234	226	950	1,049	3,580	3,003	23	17	5,095	8,506	10,732	13,944
266	222	1,040	1,089	4,022	3,072	22	18	5,630	8,784	11,887	14,343
234	218	937	945	3,746	2,796	22	33	5,131	8,072	10,952	13,213
169	224	816	971	3,749	2,892	20	21	4,987	7,956	10,851	13,817
173	243	844	1,171	3,945	3,194	19	28	5,099	8,374	11,209	14,370
178	240	917	1,292	3,677	3,110	18	29	4,848	7,154	10,541	12,857
245	343	1,243	1,627	4,075	3,665	24	29	5,511	8,118	12,252	15,005
164	189	639	772	3,689	3,407	9	20	4,420	6,101	9,734	11,399
168	235	787	970	3,278	3,176	19	26	4,129	5,165	9,325	10,560
2,672	2,898	11,698	13,268	45,312	37,361	248	292	61,840	90,911	133,412	158,170
- 226		-1,570		+7,951		- 44		-29,071		-24,758	

別表 2

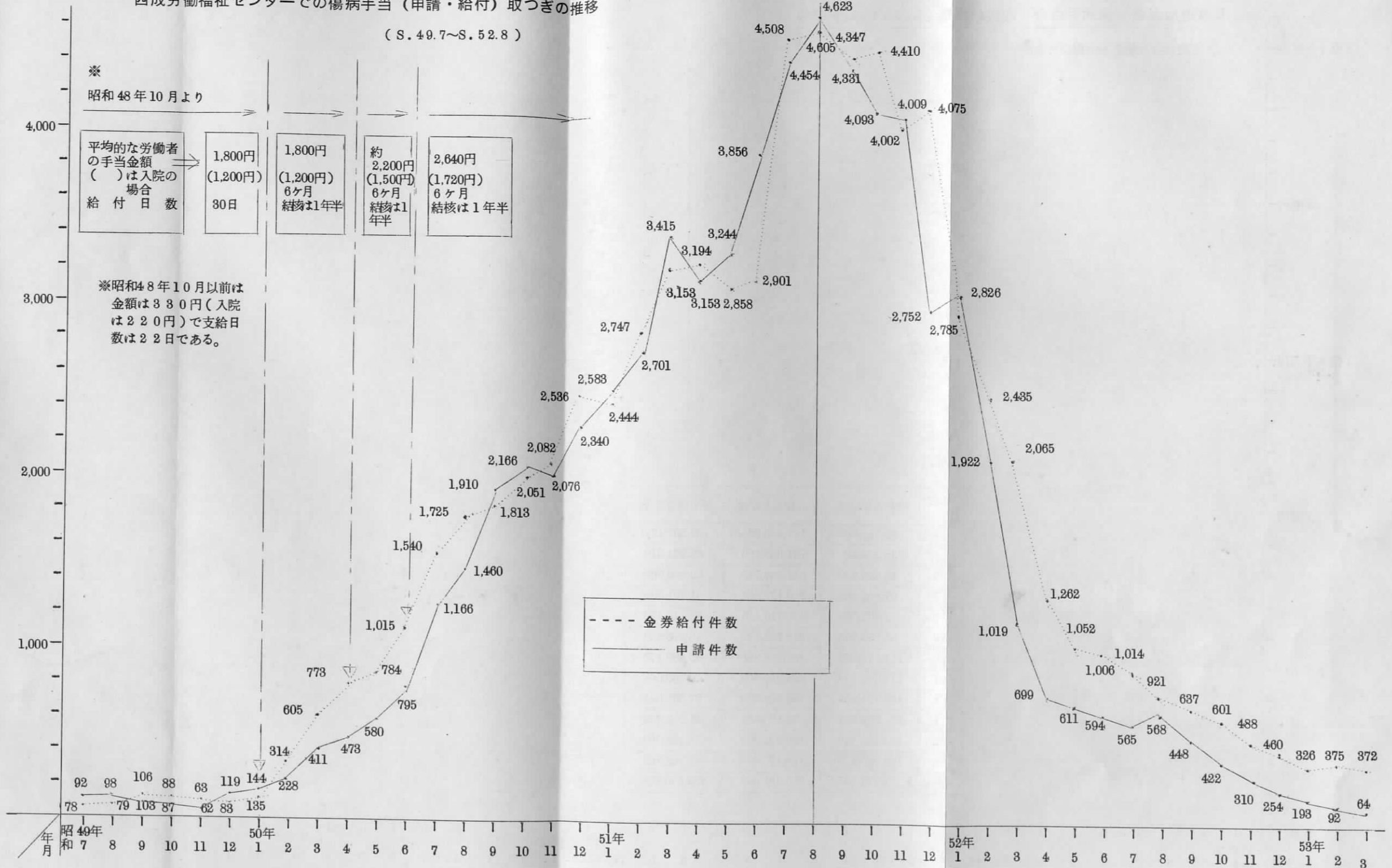
日雇健康保険取つき状況（昭和39年度～昭和52年度）



別表 3

西成労働福祉センターでの傷病手当（申請・給付）取つきの推移

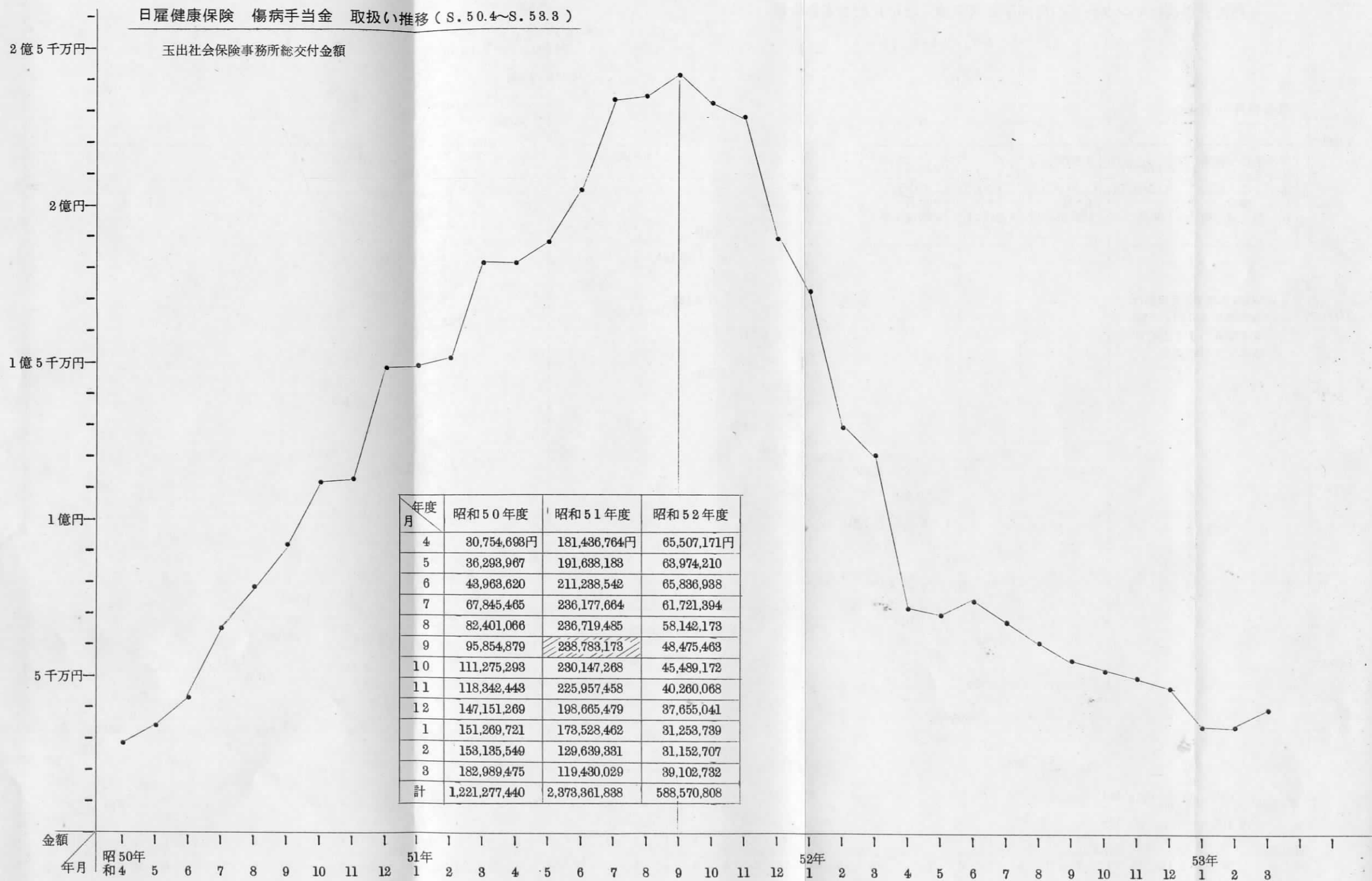
(S.49.7~S.52.8)



別表 4

日雇健康保険 傷病手当金 取扱い推移 (S.50.4~S.53.3)

玉出社会保険事務所総交付金額



別表 5

日雇健康保険 傷病手当取扱い状況（前年度比較） 昭和52年度（S.52.4～S.53.3）

	申 請 受 付 数						国庫送付金通知書交付数						玉出社会保険事務所総交付金額	
	センター取次数		玉出社会保険 受 付 数		受 付 総 数		センター取次数		玉出社会保険 交 付 数		交 付 総 数			
	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	5 2 年 度	5 1 年 度
昭和52年 4月	699	3,153	550	838	1,249	3,991	1,262	3,194	173	1,196	1,435	4,390	65,507,171	181,436,764
5月	611	3,244	568	916	1,179	4,160	1,057	2,858	130	1,303	1,187	4,161	63,974,210	191,638,183
6月	594	3,856	626	1,018	1,220	4,874	1,006	2,901	207	1,923	1,213	4,824	65,836,938	211,238,542
7月	565	4,454	620	914	1,185	5,368	1,014	4,508	164	846	1,178	5,354	61,721,394	236,177,664
8月	568	4,623	481	449	1,049	5,072	921	4,605	145	433	1,066	5,038	58,142,173	236,719,485
9月	448	4,331	360	665	808	4,996	637	4,347	133	578	820	4,925	48,475,463	238,783,173
10月	422	4,093	347	537	769	4,630	601	4,410	174	183	775	4,593	45,489,172	230,147,268
11月	310	4,009	356	391	666	4,400	488	4,002	180	368	668	4,370	40,260,068	225,957,458
12月	254	2,752	351	973	605	3,725	460	4,075	146	635	606	4,710	37,655,041	198,665,479
昭和53年 1月	193	2,826	299	426	492	3,252	326	2,785	169	444	495	3,229	31,253,739	173,528,462
2月	92	1,922	437	664	529	2,586	375	2,435	150	134	525	2,569	31,152,707	129,639,331
3月	64	1,019	599	1,322	663	2,341	372	2,065	324	253	696	2,318	39,102,732	119,430,029
合 計	4,820	40,282	5,594	9,113	10,414	49,395	8,519	42,185	2,145	8,296	10,664	50,481	588,570,808	2,373,361,838
対 比	-35,462		- 3,519		-38,981		-33,666		- 6,151		-39,817		-1,784,791,030	

昭和 7 年 世界的不況の中で、地区人口も急増、14,184 名となる。
今宮簡易宿泊所開設（のち今宮保護所分館）

11 年 西成労働紹介所開設。

13 年 地下鉄、難波－天王寺間開通、動物園前駅が出来る。

17 年 地下鉄大国町－花園間開通。

20 年 大阪大空襲、地区の殆んどが焼失。山王・飛田は焼けなかった。

30 年 西成市民館、済生会今宮診療所開設。

33 年 売春防止法実施、飛田遊廓廃止。

36 年 西成愛隣会館開設。
第一次釜ヶ崎事件おこる。（8.1）
府労働部西成分室開設。（9.1）

37 年 西成労働福祉センター発足。（10.1）
あいりん学園開設。
市立愛隣寮完成。

38 年 第2次釜ヶ崎事件。（5.17）
第3次 “ （12.31）

40 年 今池生活館開所。

41 年 第4次釜ヶ崎事件。（3.15）
第5次 “ （5.28）
第6次 “ （6.21）
港湾労働法施行。
第7次釜ヶ崎事件。（8.26）
府、市連絡会で、「釜ヶ崎」を「あいりん地区」に呼び名を統一。

42 年 府労働部職業対策課を新設、地区対策を所掌。
第8次釜ヶ崎事件。（6.2）

44 年 全港湾労組建設支部西成分会結成。機関紙「大阪城」発行。

昭和 45 年 万国博覧会大阪で開催。
あいりん労働公共職業安定所開設。
（財）大阪社会医療センター発足。
あいりん労働福祉センターオープン。（10.1）
第9次釜ヶ崎事件（センター詰所焼打）（12.30）

46 年 第10次釜ヶ崎事件（5.25）
第11次 “ （6.13）
第12次 “ （9.11）

47 年 第13次（5.1）、第14次（5.28）、第15次（6.28）、第16次（8.15）、第17次（9.11）、
第18次（10.3）、第19次（10.10）釜ヶ崎事件
日雇労働需要ピークとなる。

48 年 第20次釜ヶ崎事件（4.30）
第21次 “ （6.14）
石油危機、不況始まる。

50 年 簡易宿所千成ホテル全焼、4人死亡、重軽傷59人出る。
日雇健康保険の給付内容大巾に改善。
雇用保険法施行（4.1）

51 年 「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」施行。

52 年 大正区柳井建設飯場全焼、12名焼死。（6.25）

（参考文献・資料出所）

1. あいりん地区の実態（52年版）西成警察署。
1. あいりん労働公共職業安定所業務概況（52年度）。
1. 大阪社会医療センター5年9ヶ月のあゆみ。
1. 西成区史。

昭和53年12月1日印刷

昭和53年12月1日発行

(非売)

発行所 大阪市西成区萩之茶屋1丁目3番4号

財団法人 西成労働福祉センター

電話 641-0131(代)